

兵高教組

2025年9月22日

## 調査情報 19号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 再任用の希望調査 短時間勤務の区分は変更なし

短時間は「週3日と週2日」などの「マッチング」が基本。退職後の「週3日」は補完職員等の場合もあり。

定年引上げに伴い「定年前再任用短時間勤務」が導入され、同時に高教組の要求で、すべての職種に「再任用短時間勤務」が実現しました。短時間区分の設定や「マッチング」等の改善を要求しています。

再任用短時間勤務制度の概要、および定年前再任用短時間と暫定再任用短時間の違いを中心に見ていきます。不明な点や不安な点は高教組にご相談ください。

用語 定年前再任用短時間 …… 退職後、60歳になる年度の翌年度から、引き上げられた定年の年度までの再任用短時間勤務のこと。

暫定再任用 …………… 従来の再任用と同じで、引き上げられた定年の後、65歳の年度までの再任用のこと。フルタイムと短時間がある。

## 短時間の勤務形態

①～④の勤務形態があり、下表のように選択できます。

- ① 週25時間50分 [2/3人分]
- ② 週23時間15分 [週3日 0.6人分]
- ③ 週19時間22分30秒 [週2.5日 0.5人分]
- ④ 週15時間30分 [週2日 0.4人分]

職種	選択可能な勤務形態
高校教諭	②・④
特別支援学校教諭	①(視覚特支と聴覚特支は ②・④も可)
養護教諭	③
栄養教諭	(複数配置校は②・④も可)
実習教員	②・④
寄宿舎教員	①・②・④

## 任用・配置での「原則」は「マッチング」

再任用短時間は、原則「マッチング」(②+④, ③+④, 2人枠に①×3)で配置されます。各校1組(定年前と暫定を合わせて)が原則ですが、職員数によって、2組まで可能な場合、再任用短時間を配置できない場合もあります。また、可能な組数を超える希望者がいる場合は、「体調面、介護等の理由がある者を優先する」とされています(診断書等は不要です)。

「マッチング」は、現任校以外となることもあります。  
暫定再任用フルタイムの場合は、「新たなルール」

(以下)での運用となり、本人が他校への配置を希望しなければ、基本的には現任校での勤務となります。

高校教諭の暫定再任用短時間は「マッチング」以外も

高校教諭も定年前再任用短時間は「マッチング」のみですが、暫定再任用短時間は、「マッチング」の他、補完教員、時間講師での対応もあります。

特別支援学校教諭は通常の「マッチング」以外の可能性も

希望者が同一校内に1～2名の場合は、「週3日+週2日」もしくは「初任研加配の会計年度任用職員」の可能性が検討されます。

## 気をつけるべきこと

- 定年前再任用短時間では、「マッチング」ができないと短時間勤務ができません。
- 週20時間未満の勤務[左の③,④]は、厚生年金および雇用保険には加入できませんので、健康保険は公立学校共済組合の任意継続(2年以内)を選ぶか国民健康保険に加入することとなります。
- 再任用短時間勤務の条件が整わない場合
  - 1)定年前であれば退職しないように変更可能
  - 2)定年後であれば再任用フルタイムへの変更可能
  - 3)再任用短時間勤務をしないという選択も可能
- 調査票の提出後に変更・辞退等を考える場合は、できるだけ速やかに管理職に相談しましょう。

## 再任用者の配置校についての「新たなルール」とは

# フルタイムは基本的には現任校。他校への配置は限定的。

再任用制度の発足当初、高教組は「原則現任校」勤務と県教委と合意しました。2016年度、県教委から「全職員に占める再任用者の割合が増えて、学校運営上課題が生じているところもある」という理由で、配置校についての協議の申し出がありました。交渉を重ねた結果、「新たなルール」が策定され、2018年度から適用されています。

- ・「その学校で再任用者が多く、そのことによって学校運営上の課題が生じている場合」に限り、本人が希望していなくても他校への配置を検討できる。
- ・他校への配置を検討できる場合でも、校長は該当者に丁寧に「学校運営上の課題」を説明し、本人の希望・事情等を十分に考慮して対応しなければならない。

ところが、「県教委がすることだからわからない」「無条件に他校へ配置できる」と誤ったことを言う校長がいます。また、定年前の職員に「再任用の期間を入れると9年以上だから今のうちに異動を」も誤りです(県教委と確認済み)。

再任用制度は、雇用と年金の確実な接続のための制度です。本人の希望に添うように高教組はとりくみます。

**健康で安心して働けるような再任用制度にさせましょう!**